

10月は土地月間です

「生まれる笑顔 育つ未来 土地活用を考えよう」



10月は「土地月間」です。土地問題の解決のためには町民の皆さん一人ひとりに「土地は公共性・社会性を持つた資源である」という認識を持つていただき、有効利用していく必要があります。土地の売買、賃貸借をする場合や、土地をこれまでとは違った利用目的に転用や開発をする場合には、「国土利用計画法」、「公有地の拡大の推進に関する法律」、「農振法」、「農地法」、「森林法」、「都市計画法」、その他県や町の条例などの規定による許可申請・届出などが必要になります。

許可申請・届出が必要な行為や面積の規定は法令・条例ごとに定められていますのでご注意ください。
この機会に、皆さんも限られた資源である「土地」の有効活用について考えてみてください。

国土法の届出制度

一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合には、届出が必要となります。

▼届出が必要な取引

*一定面積以上の一団の土地について、土地に関する権利を移転または設定する土地売買等の契約（売買契約・売買予約契約・権利金を伴う賃貸借契約、交換契約等）

▼一定面積

*都市計画区域内

*都市計画区域外

5千²m²
1万²m²

▼届出者

*土地（権利）の取得者

▼届出の期限

*契約を締結した日から起算して2週間以内

▼提出書類

*土地売買等届出書

*土地の位置を明らかにした地形図（縮尺5万分の1以上の地形図）

図

*土地及びその付近の状況を明らかにした図面（住宅地図、縮尺2千5百分の1以上の図面等）

*土地の形状を明らかにした図面（公図、実測図等）

*土地売買等の契約書の写し

一団の土地について

個々の面積は小さくても、合計すると一定面積以上になる一団の

土地を分割して買う場合は届出の対象となります。

分割された一団の土地の一部を取得する場合は、届出は不要です。

届出をしないと

届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。また、届出をしないで、宅地造成業者に土地等を譲渡した場合、特別控除などの税法上の特典が受けられなくなります。

（次ページに続く）